

堺市公共交通路線維持支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格・電力価格高騰により厳しい経営状況にある路面公共交通事業者に対し、燃料費等の高騰による負担増への支援を行うことにより、市民の移動手段である路面公共交通の路線維持を図るため、当該事業者に対し公共交通路線維持支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて必要な事項を定める。

(支給の対象)

第2条 対象事業者は、次のとおりとする。

- (1) 南海バス株式会社
- (2) 近鉄バス株式会社
- (3) 阪堺電気軌道株式会社

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号及び第2号に規定する対象者

令和6年4月から9月の月平均軽油使用量実績に対し、申請日時点の全営業キロに対する堺市内営業キロの比率、軽油高騰額18.1円/ℓ、12か月を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

- (2) 前条第3号に規定する対象者

令和6年4月から9月の月平均電車動力費実績と令和3年4月の電車動力費実績との差額に対し、申請日時点の全営業キロに対する堺市内営業キロの比率、12か月を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

- 2 対象期間が令和6年度である国又は本市若しくは他の地方公共団体が行う同種の支援等を受けている又は受ける予定がある場合は、前項において、12か月としているところを、12か月から当該期間を差し引いて算出するものとする。

(支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年4月30日までに、堺市公共交通路線維持支援金支給申請書（第2条第1号及び第2号に規定する対象者は様式第1-1号、第2条第3号に規定する対象者は様式第1-2号）に、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号及び第2号に規定する対象者

- ア 全営業キロ及び堺市内営業キロが確認できる書類
- イ 軽油使用量（購入量）が確認できる書類
- ウ 対象期間が令和6年度である国又は本市若しくは他の地方公共団体が行う同種の

支援等を受けている又は受ける予定がある場合は、支援内容と月数が確認できる書類

(2) 第2条第3号に規定する対象者

ア 全営業キロ及び堺市内営業キロが確認できる書類

イ 電車動力費実績が確認できる書類

ウ 対象期間が令和6年度である国又は本市若しくは他の地方公共団体が行う同種の支援等を受けている又は受ける予定がある場合は、支援内容と月数が確認できる書類

(支給決定及び通知等)

第5条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、支援金を支給することを決定する。

2 市長は、前項における支給決定を行った場合は、申請者に対し、堺市公共交通路線維持支援金支給決定通知書（様式第2号）により、通知するとともに速やかに支援金を支給するものとする。

(支給決定の取消し等)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による支援金の支給決定の全部又は一部を取り消し、堺市公共交通路線維持支援金支給決定取消通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により支援金を受給したとき

(2) 申請者がこの要綱の規定に違反したとき

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長において支援金を支給することが不相当であると認めるとき

2 市長は、前項の規定により支援金の支給決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されている場合は、期限を定めて返還を命じるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付について、必要な事項は所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 この要綱の失効の前に、第5条の規定により支給決定がなされた支援金に係る支援金の支給並びに支給決定の取消し及び返還については、なお従前の例による。